

# 富山市シニア雇用促進奨励金交付要綱

令和4年3月24日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市シニア雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象高齢者 次に掲げる要件を全て備える者をいう。

ア 市内に住所を有すること。

イ 市内に事業所を有する事業主に雇用されていること。ただし、労働者派遣契約を除く。

ウ 雇入れの時点で66歳以上であること。

(2) 交付対象期間 雇用日の直後の賃金締切日の翌日（雇用日が賃金締切日のときは当該雇用日の翌日、賃金締切日の翌日のときは雇用日）から起算した最初の3か月とする。

(3) 給料 賃金から、各種手当等を差し引いたものをいう。

(4) 基準日 令和4年4月1日

(奨励金の交付)

第3条 市長は、高齢者の雇用の促進を図るため、事業主に対し奨励金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て備える事業主とする。

(1) 基準日以降に、公共職業安定所又は富山市無料職業紹介所の紹介により、新規に対象高齢者を市内にある事業所において1週間の所定労働時間20時間未満で雇用した事業主

(2) 対象高齢者に対し、交付対象期間に7万円以上の給料を支払った事業主

(3) 資本の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主

(4) 市税の滞納がない事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主については、奨励金を交付しない。

- (1) 交付対象期間において対象高齢者を継続的に雇用していない事業主
- (2) 対象高齢者を雇用した日の直前1年の間に、当該高齢者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主又は出向、派遣、請負若しくは委任の関係により当該高齢者を事業所において就労させたことがある事業主
- (3) 対象高齢者を雇用した日の直前1年の間に、当該高齢者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主
- (4) 対象高齢者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者、三親等以内の血族及び姻族）である事業主
- (5) その他市長が不適当と認める事業主  
(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は30,000円とし、1交付対象者につき単年度に1回限りの交付とする。  
(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、交付対象期間満了後3月以内に、富山市シニア雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請に係る対象高齢者との労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 交付申請に係る対象高齢者の出勤簿の写し及び賃金台帳の写し
- (3) 公共職業安定所又は富山市無料職業紹介所に提出した求人票の写し
- (4) 市税の納税証明書または減免通知書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等の通知)

第7条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第1項及び第13条の規定による通知は、富山市シニア雇用促進奨励金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

富山市シニア雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

〔担当者名 〕

TEL

富山市シニア雇用促進奨励金の交付を受けたいので、富山市シニア雇用促進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 申請内訳書 別紙のとおり

## 別 紙

## 申 請 内 訳 書

商号又は名称	
資本の額又は出資の総額	
常時雇用する労働者の数	人
主たる事業	
対象高齢者と労働者派遣契約を締結していない	はい ・ いいえ
過去1年間に対象高齢者と雇用、請負、委任の関係にない、又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該高齢者を事業所において就労させたことがない	はい ・ いいえ
対象高齢者の雇入れ日の前日から過去1年間に、当該高齢者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にない	はい ・ いいえ
対象高齢者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の三親等以内の親族（配偶者、三親等以内の血族及び姻族）ではない	はい ・ いいえ

対象 高齢者	フリガナ 氏 名	
	住 所	富山市
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
勤務先の所在地	富山市	
交付対象期間における 給料の額（各種手当等は 差し引きます。）	交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日 （賃金計算期間） 給料の額	円
本人確認印	上記の記載事項について相違ありません。 また、交付対象期間において申請者に継続的に雇用されています。  (本人印)	

備考 必ず本人の確認印を押印してください。

様式第2号（第7条関係）

富山市シニア雇用促進奨励金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市シニア雇用促進奨励金については、富山市シニア雇用促進奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額   | 円 |